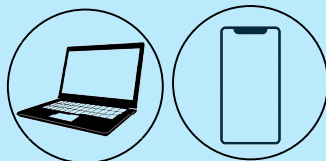


廿日市市特定業務等従事任期付職員採用試験 受験案内【社会福祉士】

申
込
方
法



パソコン、スマートフォンから申込み！

採用試験受験申込みはこちらから



■受付期間 令和8年10月1日(木)～令和8年11月6日(金)

「特定業務等従事任期付職員」とは、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事していただく任期付職員です。

合格者の任用期間は、原則として令和9年4月1日から令和11年3月31日までです。

1 試験区分・採用予定人数等

職 種	区 分	採用予定人数	職 務 概 要
社会福祉士	特定業務等従事任期付職員	1人程度	市長事務部局等における生活指導、生活相談及びケースワークなどの業務に従事します。

※ 採用予定人数については、変更となる場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和41年4月2日以降に生まれた人（令和9年4月1日現在60歳以下の人）で、社会福祉士の資格を有する人又は令和9年4月1日までに社会福祉士の資格を取得する見込みの人
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しない人
 - ア 拘禁刑以上（※）の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人（※）令和7年5月31日以前の改正前刑法における禁錮以上の刑を含む。
 - イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 令和8年10月1日時点で、廿日市市の任期付職員として、令和9年4月1日以降の日付まで任用されている人は受験できません（任期満了日が令和9年3月31日以前の人は受験できます。）。

3 試験の内容・日程・会場・合格発表

区 分	試験内容	日程（予定）	会場（予定）	合格発表
第1次試験	書類選考			11月18日（水）
第2次試験	職場適応性検査 個別面接	11月28日（土）	廿日市市役所	12月9日（水）

※ 合格発表は、合格者の受験番号を午後2時から市役所掲示場に掲示するほか、市ホームページに掲載するとともに、受験者全員に結果を採用管理システムにて通知します（電話での可否の問い合わせは受け付けません。）。

4 試験方法

(1) 第1次試験

試験科目	試験内 容
書類選考	申込時に提出のあったエントリーシートによる書類選考

※ 第1次試験合格発表日に、採用管理システムにて「第1次試験結果通知」及び「第2次試験受験通知」を送付します（第1次試験不合格の場合は、第1次試験結果通知のみを送付します。）。

(2) 第2次試験

第1次試験に合格された方は、第2次試験日に次の試験を受験していただきます。

試験科目	形式	時間	試験内 容
職場適応性検査	択一式	15分	職場における適応性についての検査
個別面接			主として協調性、積極性及び識見等についての面接

※ 試験開始時間及び試験会場（廿日市内）については、第2次試験受験通知によりお知らせしますので、必ず確認してください。

5 第2次試験受験上の注意事項

(1) 受験票を、試験当日持参してください。

第1次試験合格発表日の約2日前までに登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送付します。第2次試験受験までに「マイページ」からダウンロード・印刷してください。

(2) 試験会場及び近隣施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません。

(3) 試験当日は、昼食が必要になる場合があります。必要に応じ、各自で用意してください（ごみは持ち帰っていただきます。）。

(4) 試験会場は、全面禁煙です。

(5) 試験会場において補助具など配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず連絡してください。

(6) 受験資格がないことや申込内容が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。

6 申込方法

受験の申込は、廿日市市ホームページ又は1ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

※ 申込みにあたっては、**廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。**

※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できません。

7 勤務条件等について

(1) 特定業務等従事任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（勤務時間、休暇等）については、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。

(2) 給料、手当など

令和8年4月1日時点の給料月額については、年齢等に応じて下表の範囲内で決定されます。

職 種	給 料 月 額
社会福祉士	213,100 円 ～ 268,300 円

※ 給与改定等により変更となる場合があります。

※ このほかに、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

なお、各学校新卒者の地域手当を含めた初任給（令和8年4月1日現在）は次のとおりです。

大学新卒者（約247,000円） 短大新卒者（約234,000円） 高校新卒者（約221,000円）

8 個人情報の取扱い

本試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、受験に際して提出された書類は返却しません。

9 その他

(1) この試験は、廿日市市の機関に勤務する特定業務等従事任期付職員の採用試験であって、国家公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんので注意してください。

また、特定業務等従事任期付職員への採用は、廿日市市職員（任期の定めのない常勤職員）の採用の際に優先されるものではありません。

(2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げを実施する場合は、廿日市市職員採用試験ホームページでお知らせします。

問合せ先（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

廿日市市総務部人事課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号（廿日市市役所2階）

電話(0829)30-9104（ダイヤルイン） FAX(0829)32-1059

廿日市市
ホームページ

